

**「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に  
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（案）」の  
パブリックコメント集約結果**

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

倉敷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等を制定後、平成27年4月1日に施行します。

4 参考

意見募集期間 平成26年8月1日（金）～8月29日（金）

(担当課)

倉敷市 保健福祉局 指導監査課

# 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(案)のパブリックコメントについて

## 1 内 容

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)(第3次一括法)の施行に伴い、地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を定めている「義務付け・枠付け」が見直されます。その一環として、これまで国の省令で定められていた基準を市で定めることとなりました。

このような経過により、本市において、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を条例及び規則で制定することとし、その基準(案)を取りまとめました。

基準(案)は、要支援者に対してケアプランの作成及び介護予防サービス事業者との連絡や調整を行うサービス事業者の指定の要件、基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準、苦情処理の対応、介護予防支援の提供にあたっての留意点等の基準を条例及び規則で定めるものです。

つきましては、市民の皆様などから、この基準(案)に対する意見を募集します。

- (1) 募集期間 平成26年8月1日(金)～8月29日(金)
- (2) 対象者 市内に住所を有する方、市内に通勤または通学する方、市内に事業所を有する方、その他この基準案に関し利害関係を有する方
- (3) 閲覧場所 本庁指導監査課(1階)、児島・玉島・水島の各保健福祉センター国保介護課、真備保健福祉課、庄・茶屋町・船穂の各支所、情報公開室、市ホームページ
- (4) 提出方法 持参、郵送(消印有効)、FAX、Eメール(持参の場合は土・日、祝日を除く8時30分～17時15分)

※ 寄せられた意見は、市の考えと共に公表します(氏名などは公表しません)。

電話での意見の受け付けや、意見に対する個別の回答は行いません。

## 2 基準案作成にあたっての本市の考え方

国の省令による基準（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）は、地方公共団体が基準条例を定めるにあたって、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」を示したものであり、地方公共団体はこれに応じつつ、地域の実情に基づいた内容の基準を制定する必要があります。

本市の基準を定めるにあたっては、岡山県の状況等の把握や昨年度までに制定した介護保険サービスの基準条例をもとに、基準の一部については国の省令による基準と異なる独自の基準を定めることとします。

## 3 本市独自の基準案

### (1) 虐待防止

<b>【参酌すべき基準】</b> 省令第18条第3項 「勤務体制の確保」	市で定める基準案
事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	資質の向上のための研修には、高齢者の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれることを明記する。

#### <基準設定の理由>

高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな暮らしを送れるよう高齢者の人権擁護や虐待防止のための研修を行うことを義務付けました。

### (2) サービスの評価

<b>【参酌すべき基準】</b> 省令第29条第3項 「指定介護予防支援の基本取扱方針」	市で定める基準案
自らサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	サービスの質の評価方法については、自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用い、常にその改善を図ることを促進するため、「自ら又は外部の第三者による評価を行う」と記載する。

#### <基準設定の理由>

自らサービスの質の評価を行うことのみならず、外部の評価制度等を広く活用し、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行い、より良いサービスの提供をすることを目的として努力義務としました。

### (3) 記録の整備（保存期間の延長）

<b>【参酌すべき基準】</b> 省令第28条第2項 「記録の整備」	市で定める基準案
---------------------------------------	----------

サービス内容等の記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。	サービス内容等の記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
---------------------------------	---------------------------------

<基準設定の理由>

公費の過払いの場合の返還請求の消滅時効は、地方自治法第236条第1項の規定により5年であることから、サービス提供に関する記録を5年間保存としました。

#### (4) 成年後見制度の活用

国の省令による基準	市で定める基準案
なし	成年後見制度の活用に配慮する。

<基準設定の理由>

適正な契約手続等の支援の促進を図るため、成年後見制度の活用を努力義務としました。

#### (5) 内容及び手続の説明及び同意

【従うべき基準】 省令第4条第1項 「内容及び手続の説明及び同意」	市で定める基準案
指定介護予防支援の提供の開始について、利用申込者の同意を得なければならない。	「同意についてはできる限り書面により行うものとする」旨を追加する。

<基準設定の理由>

利用申込者及び事業者双方の保護の観点から書面による同意を努力義務としました。

なお、上記(1)～(5)以外は、本市の実情等に照らして妥当なものと認められるため、国の省令による基準と同一の基準とします。

### 【 参 考 】

#### (1) 国の省令による基準の分類について

- ①従うべき基準 … 必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるが、異なる内容を定めることは許されないもの。(分類「従う」で表示)
- ②参酌すべき基準 … 十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。(分類「参酌」で表示)

#### (2) 国の省令による基準と市の基準案について

国の省令による基準				市の基準案	
章名	条項	見出し	分類	区分	条項
第一章 趣旨及び基本方針	第1条	趣旨	—	条例・規則	1 1
	規定なし	定義	—	条例	2
	規定なし	指定介護予防支援事業者の指定の要件	—	条例	3

	第1条の2	基本方針	—	条例	4	
第二章 人員 に関する基準	第2条	従業員の員数	従う	条例	5	
	第3条	管理者	従う	条例	6	
第三章 運営 に関する基準	第4条	内容及び手続の説明及び同意	従う	規則	2	
	第5条	提供拒否の禁止	従う	条例	7	
	規定なし	利用者の権利擁護	—	条例	8	
	第6条	サービス提供困難時の対応	参酌	規則	3	
	第7条	受給資格等の確認	参酌	規則	4	
	第8条	要支援認定の申請に係る援助	参酌	規則	5	
	第9条	身分を証する書類の携行	参酌	規則	6	
	第10条	利用料等の受領	参酌	規則	7	
	第11条	保険給付の請求のための証明書の交付	参酌	規則	8	
	第12条	指定介護予防支援の業務の委託	参酌	規則	9	
	第13条	法定代理受領サービスに係る報告	参酌	規則	10	
	第14条	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	参酌	規則	11	
	第15条	利用者に関する市町村への通知	参酌	規則	12	
	第16条	管理者の責務	参酌	規則	13	
	第17条	運営規程	参酌	規則	14	
	第18条	勤務体制の確保	参酌	規則	15	
	第19条	設備及び備品等	参酌	条例	9	
	第20条	従業員の健康管理	参酌	規則	16	
	第21条	掲示	参酌	規則	17	
	第22条	秘密保持	従う	条例	10	
	第23条	広告	参酌	規則	18	
	第24条	介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等	参酌	規則	19	
	第25条	苦情処理	参酌	条例	11	
	第26条	事故発生時の対応	従う	規則	20	
	第27条	会計の区分	参酌	規則	21	
	第28条	記録の整備	参酌	規則	22	
	第四章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第29条	指定介護予防支援の基本取扱方針	参酌	条例	12
		第30条	指定介護予防支援の具体的取扱方針	参酌	条例	13
第31条		介護予防支援の提供に当たっての留意点	参酌	規則	23	
第五章 基準該当介護予防支援に関する基準	第32条	準用	—	条例・規則	14 24	
	規定なし	委任	—	条例	15	

※網掛け部分は、本市独自の基準があります。